

商工会報

くまげ

No.74

発行/熊毛町商工会

〒745-0663
山口県周南市熊毛中央町3番7号
TEL 0833-91-0007
FAX 0833-91-5700
URL http://kumagechoushokokai.com/
E-mail kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp

会長/久野利夫

印刷/南光騰写堂

年頭のあいさつ

熊毛町商工会 会長 久野利夫



新年 明けましておめでとうございます。平成29年を迎えるにあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。さて、最近の我が国の景気は、国の経済対策の効果により景気は持ち直している...

昨年日本経済は、各種経済政策の効果や訪日観光客の増加等もあって、雇用・所得環境の改善など全体としては緩やかな回復基調が続く一年でした。しかしながら、回復を実感しているのは都市部の大企業を中心であり、私どものお取引先である中小企業、小規模事業者の皆様におかれましては依然として厳しい状況が続いております。

法律用語の基礎知識 「契約の終了」に関する用語

法律用語の中には、一般用語と少し異なった意味をもつものがあります。いくつかを紹介しますが、今回は、「契約の終了」に関する用語について説明します。

- ☆ 解除
後発的な事由により、契約を成立当初に遡り無効にすること。債務不履行など法定された一定の場合に、債権者など法定された者から解除できる場合が「法定解除」、当事者が合意して行う場合が「合意解除」。
☆ 解約
今まで継続していた契約の効力を、将来に向かって消滅させること。
☆ 相殺
当事者が相互に相手方に金銭債権を有する場合に、一方からの意思表示により対当額で債務を消滅させること。
☆ 撤回
契約の「申込み」など、自ら行った意思表示を取り下げること。
☆ 取消し
「制限行為能力者がした契約」や「詐欺・強迫による契約」など、契約時に存在した原因により、法定された者から契約を成立当初に遡り無効にすること。
☆ 弁済
「支払」や「引渡し」など、債務者が契約内容とおりの履行をすること

確定申告期 税理士による個別相談会の実施

毎年恒例の確定申告時期に実施します 税理士による個別相談会を実施します。相談料は無料、秘密は厳守いたします。事前に個別相談会の申込受付をいたしますので、お気軽にご連絡ください。予約を優先しますので、お早めに。個別相談会の開催日時は下記のとおりです。

- ① 2017年2月17日(金) 9時～12時
② 2017年2月24日(金) 9時～16時(12時～13時のぞく)
③ 2017年3月3日(金) 9時～16時(12時～13時のぞく)
④ 2017年3月10日(金) 9時～16時(12時～13時のぞく)

会場は、いずれも熊毛町商工会相談室です。



日本政策金融公庫徳山支店長 細川英樹

# あらゆる消費者契約に適用される **消費者契約法の改正**

消費者契約法は、「消費者からの契約取消権」、「消費者の利益を不当に害する契約事項の無効」及び「消費者団体による差止請求権」について規定しており、「訪問販売や通信販売」といった特定の販売方法にのみ適用される「特定商取引法」とは異なり、「事業者と消費者間における全ての契約（消費者契約）」に適用されます。

改正される消費者契約法は、平成 29 年 6 月から施行される予定です。

## 【改正点】

### (1) 取消原因事実の拡大

「高齢者の判断能力の低下に付け込んで大量に商品を購入させる」など、新たな事案に対応させるため、消費者からの契約取消権が認められる原因事実が拡大されました。

改正前の取消し原因事実	改正後の取消し原因事実
1. 不実告知（契約の目的物に関する事項。）	1. 不実告知（契約の目的物に関する事項であるが、契約締結に通常影響をもたらすものを含む。）
2. 断定的判断の提供	2. 断定的判断の提供
3. 不利益事実の不告知	3. 不利益事実の不告知
4. 消費者宅等からの不退去 / 事業所等からの消費者の退去妨害（拘束）	4. 消費者宅等からの不退去 / 事業所等からの消費者の退去妨害（拘束）
	5. 通常分量等を著しく超える過量な内容

取消権行使の期間 取消原因があることを知った時から「6ヶ月」から「1年間」へと伸長されました。

### (2) 無効とされる契約条項の拡大

従前の消費者契約法においても、「消費者の不利益を不当に害する一定の契約条項は無効」とされていましたが、無効とされる契約条項が拡大されました。

改正前の無効条項	改正後の無効条項
1. 事業者の損害賠償責任を免除する条項	1. 事業者の損害賠償責任を免除する条項
2. 消費者が支払う損害賠償額の予定条項（年 14.6%を超える遅延利息の部分等）	2. 消費者が支払う損害賠償額の予定条項（年 14.6%を超える遅延利息の部分等）
3. 民法、商法等の任意規定による場合に比べ消費者の権利を制限する条項であって、信義則に反して消費者の利益を害する事項。	3. 事業者の債務不履行等に対する消費者からの契約解除権を放棄させる条項
	4. 「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」その他法令中の任意規定による場合に比べ消費者の権利を制限する条項であって、信義則に反して消費者の利益を害する条項。

消費者契約を日常的に締結する事業者は、消費者契約法の改正趣旨に照らし、営業マニュアルや契約書の見直しをする必要があります。

# 小規模事業者経営発達支援資金

「小規模事業者経営発達支援資金」は、経営発達支援計画の認定を受けた商工会の小規模事業者の会員のみが対象となり、商工会の事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取組む小規模事業者が利用できる融資制度です。熊毛町商工会は、平成 27 年 12 月にこの計画が認定された商工会です。（現在認定されている商工会は、県内 20 商工会中で、熊毛町を含め 6 商工会のみ。）

## 《具体的概要》

- ☆融資対象者 経営発達支援計画の認定を受けた商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取組む小規模事業者の会員の方
- ☆資金使途 事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金
- ☆融資限度額 72,000 千円（うち運転資金 48,000 千円）
- ☆融資期間 設備資金 20 年以内  
運転資金 8 年以内
- ☆融資利率 特利 A(1.41%～1.90%、平成 29 年 1 月 15 日現在)  
担保の有無や経営状況による
- ☆保証人・担保 面談により決めます

# 事業継続計画（BCP）

事業継続とは、「事業」に悪影響を及ぼす「脅威」が実際に発生した際に、事業に与える影響を最小化し、事業の中断を防ぐための考え方です。

・事業継続における「事業」とは  
会社が存続する上で、欠かすことのできない事業であり、特定の製品やサービスに関する事業である場合もあれば、組織や拠点もしくは取引先などに関する事業である場合もあります。

・事業継続における「脅威」とは  
自然災害▶伝染病▶テロ▶情報セキュリティ事故など世の中には様々な脅威が存在するが、どの脅威が自社の事業に影響を与えるかを考えることが大切です。

・防災と事業継続の違い  
防災は人命や財産の保護を目的としているのに対して、事業継続は事業の継続（人命や財産の保護を含む）を目的としています。

また、保護の対象範囲について、防災は被害が想定される地域や設備を対象としていますが、事業継続は企業が存続するために必要な事業（製品、サービス、組織、拠点、取引先など）を対象としています。

# 小規模企業共済 会社等役員任意退任共済金が増額に!!

小規模企業共済の制度改正が実施され、65 歳以上で会社等役員の方が任意退任された場合、共済金が増額されます。

- \* 65 歳以上で会社等役員が任意退任した場合の具体例  
月掛金 3 万円で、15 年間掛けた場合 掛金総額 5,400,000 円  
改正前 準共済事由 5,400,000 円  
改正後 B 共済事由 5,821,200 円  
改正前より、421,200 円増額  
改正日 平成 28 年 4 月 1 日

小規模企業共済は、いつからでも加入できます。ご加入いただける方 会社等役員  
個人事業主及び共同経営者の方  
月掛金 1,000 円～70,000 円の範囲内で 500 円刻みで決められます。  
掛金の範囲内で自由に増減額できます。  
また、年払いした場合は、年の途中でも 1 年分の所得控除を受けることができます。12 月に現金で一括払いされた場合も 1 年分控除できます。

小規模企業共済の最大のメリットは、掛金全額が個人の所得控除とすることができます。共済金を受け取るときは、一括の場合、退職所得扱い。所得税・住民税を節税することができます。小規模企業共済の加入及びお問い合わせは、商工会事務局まで。

すなわち、防災の観点だけでは緊急時の事業継続を確実にするには不十分であることを認識しておくことが重要です。

※中小企業・小規模事業者の BCP 策定について  
東日本大震災などをきっかけに BCP の重要性が再認識され、BCP 導入が促進されています。BCP は特別なものではありません。BCP の策定▶運用は、日々の経営活動や改善を目に見えるかに行うもので、緊急時の対応を向上させ、自社の経営実態の把握や経営管理の再確認につながるものです。

BCP 策定のポイントは、まずは身の丈に合った取組から始めることが大切です。国では、BCP 策定のための指針をネット上で公開しています。「基本▶中級▶上級」に加え、「入門コース」も準備しています。

「入門コース」では、これから BCP を策定を考えている中小企業・小規模事業者に最低限必要と思われる内容を経営者 1 人で、1～2 時間程度で作成できるよう解説しています。

たとえば、「何のために BCP を策定するのか」「BCP を策定▶運用することにどのような意味があるのか」を検討する基本方針の立案からはじまり、自社の重要商品の検討、被災状況の確認、事前対策の実施、緊急時の対応とその責任者の整理等を行います。